

令和5年第5回総会

議 長 本日、温水委員より欠席の連絡をいただいております。
在任委員13名、出席委員12名。出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第5回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の氏名を行います。

会議規則第13条の規定により3番村田委員、4番大坪委員の兩名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、4月12日に紋別市で開催されたオホーツク農業委員会連合会総会に事務局長と、ともに参加いたしました。内容は令和4年度決算報告と令和5年度の予算について決定いたしました。

日程第3. 報告第2号. 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件については、東京都の●●●●さんと●●●●さんの貸借地についての合意解約の通知になります。場所は3、4ページになります。詳細は係長より説明いたします。また本件は農地法で定めた合意解約の要件を満たしているため、同法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

係 長 本件については、元々が●●●●さんの畑であり●●●●さんに貸付していたところですが、相続人である●●●●さんより貸借の解除を申し出られたものに、●●●●さんも同意したものでございます。こちらの土地について、●●●●さんの方

から今後貸付は希望しない。売買の話があれば相談には乗るが
あつせんで相手方を探す事についても希望しないとの本人意向
であります。今後も事務局から定期的に利活用についての聞き
取りを行う事に了承をいただいております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番日野委
員。

日野委員 押印書ではなくてよろしいのですか。

係 長 原本は事務局で管理しております。

日野委員 原本のコピーをこれからはできるだけ議案に使ってほしい。

係 長 かしこまりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件については、適正な合意解約であることを確認したとい
う事でご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

本件が適当であると認める事に決定しました。

議 長 日程第4. 議案第1号. 農地所有適格法人事業報告について
議題とします。なおこれは、●●●●委員に関する案件ですの
で退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業
報告であります。本議案では、●●●●からの事業報告であり
ます。本議案については、係長より詳細を説明いたします。

係 長 別紙資料1ページから5ページのチェックシートにより確認
しましたが、不可となった項目がなく要件を満たしていると判
断いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本報告を了承することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。事業報告について了承することといた
します。

日程第5. 議案第2号. 農地所有適格法人事業報告について
議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)
説明願います。

局 長 本件は、農地法第6条に基づく農地所有適格法人からの事業
報告であります。本議案では、●●●●、●●●●の2社から
の事業報告であります。本議案については、係長より詳細を説
明いたします。

係 長 別紙資料6ページから15ページのチェックシートにより各
社確認しましたが、不可となった項目がなく要件を満たしてい
ると判断いたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番日野委
員。

日野委員 2件の申請が同じ議案で行われているが、議決権を100と
した時に、●●●●は議決権40、●●●●は議決権60が申
請に記載されている。過半を超えるというのはどういうこと
か。

係 長 農業従事者の所有議決権が総議決権の過半を超えるというこ

とになります。今回の2件、●●●●であれば農業従事者1名の方が議決権をすべて持っているため100%で全て農業従事者の議決権。●●●●であれば農業従事者の方が50/60議決権を持っているため83%、残り10/60は非農業従事者の1名が17%を持っている。よって議決権を持つ農業従事者の方が過半を超えているため双方チェックに問題がないということになります。

質疑を打ち切ります。

本報告を了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。事業報告について了承することといたします。

日程第6. 議案第3号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。なお、●●●●委員に関するものですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

※朗読前に法令、様式の変更をお知らせします。

説明願います。

局長 本件は農地法第3条の許可申請であります。

滝西の●●●●さんの農地を二区の●●●●さんが借り受けるものであります。昨年、こちらの二者間で農地法第3条による賃貸借を1年間契約していましたが、その更新時期に伴い、今回は5年契約の賃貸借をしたいとのことであります。

なお、3条の許可基準については、別紙資料16ページをご覧ください。この表によりチェックを行いましたが、問題はありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については、議案25ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

本件は現地確認が必要な3条申請の案件ですが、昨年も現地を確認しており大きな変質が無いと認められる事から現地調査

を省略して審議を行います。

議 長 議案第3号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

この議案について意見を求めます。2番原田委員。

原田委員 昨年現地確認をしており、大きな変化が無いと認められることから、許可してよろしいと思います。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定いたしました。

日程第7. 議案第4号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。

局 長 本件はあっせんの申し出であります。その1として札幌市●●●●さんからの申請です。二区にある●●●●さんの土地を相続したので、売買にて権利設定をお願いしたいというものであります。場所については議案28ページをご覧ください。

またその2として旭川市の●●●●さんからの申請です。雄鎮内にある●●●●さんの農地を相続したので、貸借にて権利設定をお願いしたいというものであります。場所については議案31ページをご覧ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件その1、その2について、あっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件はあっせんすることに決定しました。あっせん委員については会長指名でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員の指名を行います。

その1 ●●●●さんのあっせんについては7番太田越委員、10番西田委員、12番井上委員を指名いたします。

その2 ●●●●さんのあっせんについては4番大坪委員、5番張間委員、11番佐々木委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

以上で全議案の審議を終了いたしました。これで第5回農業委員会総会を終了いたします。